

表1 昭和58年の少年非行

(注) ▲は減少

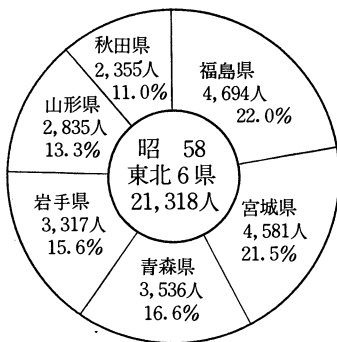
区分	年別		増	減	率 (%)	
	昭 58	昭 57				
非行少年等	刑法少年	犯罪少年	3,352	3,513	▲ 161	▲ 4.6
		触法少年	1,342	1,246	96	7.7
		小計	4,694	4,759	▲ 65	▲ 1.4
特別法少年	犯罪少年	犯罪少年	752	754	▲ 2	▲ 0.3
		触法少年	25	24	1	4.2
		小計	777	778	▲ 1	▲ 0.1
少年	少年	75	58	17	29.3	
不良行為少年	17,929	17,112	817	4.8		
計	23,475	22,707	768	3.4		

刑法犯として補導された中学生は、一、九二七人で前年より三六人増加(二・九%)、刑法犯少年全体の五人に二人は中学生であり、相変わらず非行の中心となっていることがわかる。(図3)

(表1について)
昨年度内で補導された少年は二、三、四七五人で、依然として戦後第二期のピーク期を形成しています。

九六人(七・七%)と大幅に増加するなど低年齢化がますます顕著になっている。(図2)

図1 刑法犯少年の占める割合



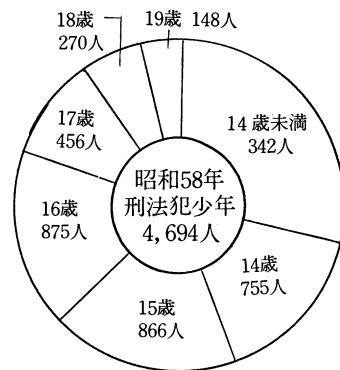
二、最近における少年非行の特徴

- (1) 刑法犯少年のうち、万引き、オートバイ盗、自転車盗など初発型非行が全体の六五・三%を占め、これに伴い中学生の無免許運転による死傷事故も発生している。(表2)
- (2) 少年は、前年より約四・九%増の一万八千人で、特に、喫煙、深夜はいかい、不良交友、飲酒、怠学、家出等が年々増加の傾向にある。(図4)
- (3) 校内暴力が多発し、このうち特に、問題の大きい対教師暴力が九件発生し、これまで最高の件数となっている。
- (4) 女子生徒による非行が増加し、刑法犯少年の二四・四%(前年比一二・九%増)を占めるなどその増加が著しく、憂慮される状況にある。(図5)

図3 刑法犯に占める中学生の割合

昭	学職別							
	未就学	小学生	中学生	高校生	その他学生	有職	無職	
54	0.1	12.8	29.6 (955人)		34.0	3.2	12.2	8.1
55		12.7	33.4 (1,263人)		33.4		9.8	7.4
56		11.8	38.0 (1,720人)		33.0	2.3	8.0	6.9
57		10.8	39.7 (1,891人)		31.1	1.7	8.2	8.5
58		10.8	41.1 (1,927人)		30.6	2.2	7.6	7.7

図2 低年齢化が続く



(図2について)
刑法犯少年は十四歳未満十五歳が増加しています。

(5) 薬物乱用の中心は無職少年であるが、十五歳、十三歳少年に増加の傾向があり、薬品別ではシンナーから接着剤への移行がみられる。

その他、直接に非行とは言えないが、県教育センター相談部における相談件数のトップは登校拒否に関するものであり、ヤング・テレホン・コーナー(県警本部に設置)においても登校拒否についての相談件数が急増しており、今後その適切な対応に迫られるであろうことが予想される。

表2 初発型非行(学職別)

小学生、中学生、他の学生が増加、高校生、有職少年、無職少年は減少した。

区分	学職別	総数	学 生 ・ 生 徒					有職少年	無職少年	
			小 数	小学生	中学生	高校生	大学生			他の学生
万 引 き		2,098	1,949	257	909	747	7	29	86	63
オートバイ盗		473	410	5	234	151	1	19	26	37
自 転 車 盗		393	359	25	143	184		7	15	19
占有離脱物横領		99	94	11	43	40			2	3
計		3,063	2,812	298	1,329	1,122	8	55	129	122
前 年		3,051	2,791	276	1,290	1,171	8	46	117	143